

介護保険法第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	指定年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	指定有効 期限年月日	代表者名	代表者職種
3760690150	訪問看護 介護予防訪問看護	みらい訪問看護ステーション	769-2101	香川県さぬき市志度1421-37 カマダビル105	090-6888-0531	—	2026/3/15	指定	みらい株式会社	香川県高松市香川町浅野1062番地5	2032/3/14	井下 理恵	代表取締役
37B0800014	介護医療院 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	医療法人社団和風会 橋本病院 介護医療院	768-0103	香川県三豊市山本町財田西902番地1	0875-63-3311	0875-63-2651	2026/3/15	指定	医療法人社団和風会	香川県三豊市山本町財田西902番地1	2032/3/14	橋本 康子	理事長